

蒲郡市青少年センター補導員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市青少年センター運営規則（昭和43年蒲郡市教育委員会規則第5号）第3条の規定に基づき、補導員の委嘱その他補導員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域補導の必要が生じたときに、補導員を委嘱するものとする。

- 2 補導員の人数及び任期は、教育委員会がその都度決定する。
- 3 補導員は、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は、補導員から申し出がある場合のほか、補導員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その任期にかかわらず、補導員の職を解任することができる。
 - (1) 補導員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
 - (3) 地域補導の必要がなくなったとき
 - (4) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

(職務)

第3条 補導員は、青少年の健全なる成長と安全な生活を願い、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域が連携を密にし、青少年の安全で安心できる生活を見守る巡回補導を行うこと。
- (2) 中学校区を巡回し、危険箇所の把握及び青少年の補導活動を行うこと。
- (3) 他の補導員との定期的な情報交換等、常に連携を持った活動を行うこと。
- (4) 地域住民に対し、青少年健全育成の啓発を行うこと。
- (5) 学校又は地域社会の行う各種行事に協力し、又は支援をすること。

(服務)

第4条 補導員は、蒲郡市青少年センター及び学校との情報交換等連携を密にし、互いに協力し合って活動しなければならない。

- 2 補導員は、前条の職務を遂行するに当たって、教育委員会の定める規則及び要

綱に従わなければならない。

3 補導員は、補導員証及び腕章を携行しなければならない。

4 補導員は、その職の信用を傷つけたり、その職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第5条 補導員は、蒲郡市青少年センターの行う研修及び情報交換会に積極的に参加するとともに、職務に必要な見識を深めるよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。